

事務ガイドライン改正

現 行	改 正 後
目 次	目 次
<p>3 <u>信託銀行関係</u></p> <p>3 - 1 <u>信託銀行子会社等の業務の範囲</u></p> <p>3 - 2 弊害防止措置等について</p> <p>3 - 3 代理店関係</p> <p>3 - 4 店舗関係</p> <p>3 - 5 信託銀行監督上の留意点</p> <p>1. 共通事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合 及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>(中略)</p> <p>1 4 2 経営管理</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u>(3 2 4より移動・修文)</p>	<p>3 <u>信託兼営金融機関関係</u></p> <p>3 1 <u>兼営認可に係る留意点</u></p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1. 共通事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合 及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>(中略)</p> <p>1 4 2 経営管理</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 顧客情報管理のための体制が構築されているか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顧客に関する情報の管理について、具体的な取り扱い基準を定めた上で役員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス(顧客に対する守秘義務、説明責任)及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取り扱い基準を定めているか。</u> ・ <u>顧客に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。</u> ・ <u>個人顧客に関する情報の伝達については、原則として、事前に書面等により当該顧客の同意を得ることとしているか。</u>

現 行	改 正 後
<p><u>(6) ~ (10) (略)</u></p> <div data-bbox="170 288 880 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について</p> </div> <p>1 - 5 - 1 株式の取得制限</p> <p>(1) 投資顧問会社が投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は所有する株式等に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認にあったては、基準株式等を超過し、かつ 1 年を超えて所有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が施行規則第 17 条の 6 第 8 号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式等を有価証券勘定、元本補てんのある信託にかかる信託勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが 5 % 以内の所有となっている場合にのみ適用することに留意する。</p> <p>届出 <u>施行規則第 35 条第 1 項第 11 号及び第 13 号に基づく届出は、原則年 1 回とし、12 月末日を基準日として、別紙掲載のにより翌 1 月末日までに行うものとする。</u></p>	<p><u>(7) ~ (11) (略)</u></p> <div data-bbox="1160 288 1870 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について</p> </div> <p>1 - 5 - 1 株式の取得制限</p> <p>(1) <u>銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は所有する株式等に含まれるものではないことに留意する。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>届出 <u>施行規則第 35 条第 1 項第 11 号に基づく届出(以下、「11 号届出」という。)は、毎年 1 月末日までに、前年 12 月末日時点の保有株数をもとに、翌年度に基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする株式等について別紙 1 により行うものとする。また、同第 13 号に基づく届出は、毎年 4 月末日までに、3 月末日時点の保有株数をもとに、前年度に基準株式数等を超えて所有しなくなった株式等のうち当該年度に基準株式数等</u></p>

現 行	改 正 後
<p>承認（法第16条の3第2項ただし書き） <u>承認申請は、12月末日時点の保有株数をもとに、国内の会社の株式等について既に基準株式等を超えて取得し、又は所有することとなった部分（見込みを含む）の株式等について、その取得し、又は所有することとなった日から1年を超えて所有しようとする場合に、原則1回、2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。</u> 申請書の添付書類は規則第17条の7によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案して判断するものとする。</p>	<p><u>を超えて所有しようとしないう株式等について別紙2により行うものとする。</u></p> <p>承認（法第16条の3第2項ただし書き） 承認申請は、<u>11号届出を行った株式等のうち、その取得し、又は所有することとなった日から1年を超えて所有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認にあたっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。</u> 申請書の添付書類は規則第17条の7によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案して判断するものとする。</p> <p><u>（注）11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の株式等を翌年度に基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする事となったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請の際に併せて申請を行うことができることとし、その他の株式等についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)(3 2 4から移動・修文)</p> <p>1 1 0 1 (略)</p> <p>3 信託銀行関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 1 信託銀行子会社等の業務の範囲</p> </div> <p>信託銀行子会社等については、業務の種類及び方法書の認可申請(変更認可申請)があった場合には、「我が国金融システムの改革について」(9年6月13日金融制度調査会答申)などを踏まえ、以下の点に留意のうえ判断するものとする。</p> <p>(注)なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」という。)第1条第1項に規定する信託業務のうち、「不動産売買ノ媒介又ハ不動産ノ賃借ノ媒介」業務を行うことができない金融機関は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。)第77条第3項の届出を行えないこと、及び宅建業法に違反する行為を含む信託は取り扱えないことに十分留意する必要がある。</p> <p>3 - 1 - 1 信託銀行子会社の業務範囲</p> <p>銀行法第10条ないし第12条により認められる業務</p> <p>兼営法第1条第1項に規定する信託業務(信託業法第5条第1項に掲げ</p>	<p>1 1 0 1 店舗等の他者との共用</p> <p>金融機関が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な店舗配置がなされているか確認することとする。また、ディーリングルームが共用となっていないか、コンピュータ設備を共用する場合に金融機関自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか等について確認するものとする。</p> <p>1 1 0 2 (略)</p> <p>3 信託兼営金融機関関係</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>る業務を除く。)のうち、次に掲げるものを除く業務</u></p> <p><u>イ 土地及びその定着物の信託。但し、信託財産の処分を信託目的の全部又は一部とするもの、委託者以外の者が受益者となるもの、及び信託受益権の売買・交換又はその代理・媒介(以下「処分型」という。)に限る。(以下ロないしニにおいて同じ)。</u></p> <p><u>ロ 地上権の信託</u></p> <p><u>ハ 土地の賃借権の信託</u></p> <p><u>ニ イないしハの信託のうち、建物等の建築又は土地の造成(以下「建築等」という。)を行い、土地、地上権若しくは土地の賃借権(以下「土地等」という。)を管理・運用することを目的とする信託(以下「土地信託」という。)において土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託</u></p> <p><u>(注)「信託銀行子会社」とは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成4年法律第87号)」施行の日(平成5年政令第28号により平成5年4月1日)以降に設立された信託業務を営む銀行のうち、銀行の子会社(銀行法第2条第8項に規定する「子会社」をいう。) 保険会社の子会社(保険業法第2条第13項に規定する「子会社」をいう。) 証券会社の子会社(証券取引法(昭和23年法律第25号)第54条第1項第4号の規定による届出対象会社をいう。)及び銀行持株会社の子会社に該当する銀行をいう。</u></p> <p>-</p> <p><u>3 - 1 - 2 地域金融機関が本体で行うことができる信託業務の範囲</u></p> <p><u>兼営法第1条第1項に規定する信託業務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 金銭債権の信託</u></p> <p><u>ロ 動産の信託</u></p>	

現 行	改 正 後
<p><u>ハ 土地及びその定着物の信託。但し、処分型を除く（以下二ないしへにおいて同じ）</u></p> <p><u>ニ 地上権の信託</u></p> <p><u>ホ 土地の賃借権の信託</u></p> <p><u>ヘ 土地信託において、土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託</u></p> <p><u>ト 相続税法第 21 条の 4 に規定する特別障害者扶養信託（いわゆる特定贈与信託）</u></p> <p><u>チ 信託法第 66 条に規定する公益信託</u></p> <p><u>（注）「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会をいう。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<div data-bbox="1144 978 1760 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3 - 1 兼営認可に係る留意点</p> </div> <p><u>金融機関より、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下、「兼営法」という。）第 1 条に基づく兼営の認可申請がなされた場合には下記の点に留意することとする。</u></p> <p><u>3 1 1 審査基準</u></p> <p><u>申請者が兼営法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 4 号に定める申請者の業務の遂行能力等に関する審査基準を満たしているかについては、具</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>体的には下記により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該金融機関が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が下記基準を満たしていない場合には満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</u></p> <p>(1) <u>役員又は従業員の確保の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>信託商品の開発、資産運用・管理に係る法令等及び信託契約遵守状況の検証、契約締結の可否判定及び営業の本部機能を有する部門(注)に、信託業務に係る知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名についてはトレーニー等により1年以上信託業務に携わった経験を有する者とするか。当該部門の担当役員には信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか。</u> ・ <u>信託業務を行う各営業拠点において、信託業務を行う部門に信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか。</u> ・ <u>信託業務の内部監査を行う部門に、信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか。</u> ・ <u>法務・コンプライアンス部門に銀行・信託関係法令に係る知識を有する者を配置することとなっているか</u> <p><u>(注) 同一の部門で複数の業務を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>(2) <u>経営管理体制等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令等を遵守し、信託商品の適切な説明を顧客に行えるよう各営業拠点の担当者に適切に研修等を行える体制とすることとなっているか。実際に適切な説明がなされているかを検証できる体制とすることとなっているか。</u> ・ <u>信託財産の運用に際し、信託法 28 条に定める分別管理義務を遵守できる体制とすることとなっているか。</u> ・ <u>受益者への運用状況の通知、収益金の計算及び実際の支払い等は、資産の運用部門、営業部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く体制とすることとなっているか。</u> ・ <u>信託財産が、信託約款等に則り適切に運用されているかを、信託財産の運用部門から独立した部門において検証するなど相互牽制機能が十分に働く体制とすることとなっているか。</u> ・ <u>信託約款や経理基準等を変更・策定する際等に、信託商品の開発及び営業</u>

現 行	改 正 後
	<p>部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制とすることとなっているか。また、受益者・委託者に対しこれらの者における会計処理等を説明する場合についても、自らのレピュテーションの観点から同様の相互牽制機能が働く体制において検討した上で行うこととなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業務を行う全ての部門が、十分な牽制機能が働く独立した体制となっている内部監査部門の内部監査を受けることとなっているか。 <p>(注) 当該金融機関が元本補てん契約付信託商品を取り扱うこととしている場合には、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、上記の他に適切なリスク管理を行える体制とすることとなっているかについても確認することとする。</p> <p>(3) 業務マニュアル等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、信託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するための業務及びコンプライアンスマニュアル案が策定されているか。また、当該マニュアルの存在及び内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。 <p>(4) 受益者への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点において、信託勘定の経理基準案及び顧客への情報提供基準案が策定されているか。 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、信託法等に定める義務を遂行することが可能な体制となっているか。 <p>3 1 2 申請書類</p> <p>兼営法施行規則第1条第1項第11号に定める「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には下記の通り取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織図

現 行	改 正 後
<div data-bbox="168 571 784 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">3 - 2 弊害防止措置等について</div> <p data-bbox="152 683 465 715">3 - 2 - 1 親子間取引</p> <p data-bbox="152 751 1106 895"><u>信託業務を営む銀行が親銀行等（注1）親証券会社等（注2）又は親保険会社等（注3）との間で行う取引については、信託財産の受益者保護の観点から、その内容について注視していく必要がある。その際留意すべき項目は以下のチェックリストのとおり。</u></p>	<ul data-bbox="1137 188 2089 478" style="list-style-type: none"> ・ <u>本ガイドライン3 1 1（1）に定める「トレーニー等により1年以上信託業務に携わった経験を有する者」及び「信託業務に係る知識を有する者」の確保状況（前者については履歴書及び配置予定先を含む）。</u> ・ <u>本ガイドライン3 1 1（2）に定める体制を整備することを示す事務フロー図等</u> ・ <u>業務・コンプライアンスマニュアル案等、本ガイドライン3 1 1に定める書類</u> ・ <u>その他、審査基準を満たしていることを証する書類</u> <div data-bbox="1160 571 1776 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">3 - 2 弊害防止措置等について</div> <p data-bbox="1131 683 1556 715">3 - 2 - 1 特定関係者との取引</p> <p data-bbox="1131 751 2085 1038"><u>信託業務を営む金融機関における信託勘定と当該金融機関の特定関係者（注1）との間で行う取引については、受益者保護の観点から、当該取引条件についてその妥当性を確認する必要があるが、特に以下のチェックリストに掲げる取引については、金融機関が当該取引を行う際に例えば複数の者に取引条件の提示を求める、当該金融機関の通常の取引ルールに合致していることを確認する等の方法により当該取引条件(取引相手の事務処理能力・信用力・レピュテーション等を含む)が受益者の不利益とならないものかどうかを検証しているか（注2）について確認するものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1046 2085 1190"><u>なお、下記チェックリストはあくまでも例示であり、これらの取引以外（特定関係者以外との取引も含む）にも受益者の不利益となる取引がないかについて各金融機関の業務内容に応じた検討を行う必要があることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1131 1222 2085 1294"><u>（注1）「特定関係者」とは銀行法第13条の2等に規定する特定関係者をいう。</u></p> <p data-bbox="1131 1302 2085 1361"><u>（注2）取引相手及び取引条件について、委託者の指図や信託契約の定めに基づき決定した場合や、委託者・受益者に説明の上同意を得て決定した</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>(注1)「親銀行等」とは次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の株式（議決権を有するものに限る。以下同じ。）を所有する他の銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第87条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、同法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等により合計して発行済株式総数又は出資の総額（以下「発行済株式等」という。）の100分の50を超える数又は額の株式の又は持分（以下「株式等」という。）を所有される外国銀行に係る外国銀行支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等のいずれかに該当する外国銀行に係る外国銀行支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する銀行により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国銀行に係る外国銀行支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される銀行（当該信託業務を営む銀行を除く。）</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する銀行（当該信託業務を営む銀行を除く。）</u></p>	<p><u>場合など、当該検証を行う必要がない場合があることに留意する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(注2)「親証券会社等」とは次に掲げる者をいう。</p> <p><u>当該信託業務を営む銀行により発行済株式の総数の100分の50を超える株式を所有される証券会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する証券会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る親銀行等((注1)に定める者をいう。)により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される証券会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等により合計して発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国証券会社に係る国内の支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等のいずれかに該当する外国証券会社に係る国内の支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等により合計して発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される証券会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する者により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される証券会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する証券会社</u></p>	
<p>(注3)「親保険会社等」とは次に掲げる者をいう。</p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等により合計して発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国保険会社等に</u></p>	

現 行	改 正 後
<p><u>係る国内の支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等のいずれかに該当する外国保険会社等に係る国内の支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行に係る発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国保険会社等に係る国内の支店</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有される子保険会社</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に該当する保険会社</u></p> <p><u>(注4) 外国親法人等とは、外国に本店又は主たる事務所を有する法人及び外国に住所又は居所を有する個人のうち次に掲げる者に該当するもので、合計して当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有するもの(以下の から までに掲げる者については、当該信託業務を営む銀行の株式を所有しない者を含む。)をいう。</u></p> <p><u>当該信託業務を営む銀行の発行済株式の全部又は一部を所有する一の者</u></p> <p><u>前号に掲げる者の発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有する者</u></p> <p><u>前号に掲げる者の発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有する者</u></p> <p><u>第2号に掲げる者により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される法人</u></p>	

現 行	改 正 後
<p><u>第1号に掲げる者により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される法人</u></p> <p><u>前号に掲げる者により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される法人</u></p> <p>親子間取引チェックリスト</p> <p><u>信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して贈与を行っていないか。親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から信託業務を営む銀行の信託勘定が贈与を受けていないか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して貸付を行う場合に、当該貸付を行わなければならなかった理由、当該貸付条件を設定した理由を書類で確認できるか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行の信託勘定により親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から借入を行っていないか。(但し、土地信託に付随して建設資金等の借入をなす場合は、当該貸付条件を設定した理由を書類として保存することを条件に容認される。)</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等に預金を行う場合には、当該預金を行わなければならなかった理由及び当該預金の種類を選択した理由、また、金利水準が設定された理由を書類で確認できるか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が発行する社債券及び株式を発行時(募集期間)において取得していないか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等の投資有価証券勘定(若</u></p>	<p>特定関係者間取引チェックリスト</p> <p>信託勘定から<u>特定関係者への贈与。</u></p> <p>信託勘定から<u>特定関係者への貸付。</u></p> <p>信託勘定による<u>特定関係者からの借入。</u></p> <p>信託勘定から<u>特定関係者への預金等。</u></p> <p>信託勘定による、<u>特定関係者が発行する社債券及び株式の発行時(募集期間)の取得</u></p> <p>信託勘定と<u>特定関係者との間で有価証券の売買(商品有価証券等売買目的資産については証券取引所を通したものを除く)</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>しくは投資金銭債権勘定（注）との間で有価証券を売買していないか。</u> <u>（注）「投資金銭債権勘定」とは、投資目的で保有している金銭債権勘定をいう。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等の商品有価証券勘定（又は商品金銭債権勘定（注）若しくは特定取引勘定）との間で有価証券の売買を行おうとする場合において、証券取引所を通さない取引については、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等を含めた複数の相手方より条件の提示を受け、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から提示された条件が信託財産にとって最も有利なものとなっているか。また、それらを書面により確認できるか。</u></p> <p><u>また、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等以外より条件の提示を受けることができないまま取引された場合には、その理由を残された書面により確認することができるか。</u></p> <p><u>（注）「商品金銭債権勘定」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項各号（定義）に掲げる行為を行う業務のために保有している金銭債権勘定をいう。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定のために親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に有価証券の委託売買注文を行うことがある場合及び に掲げる売買取引を行うことがある場合に、書面による委託者の事前の同意を得ているか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から有価証券以外の信託の受益権（親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が業として取り扱っているものを除く。）及び金銭債権を買い入れていないか。</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行は、その受託した不動産の信託に係る建物に親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が入居する場合には、当該親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が入居しなければならなかった理由、当該賃借条件を設定した理由を書面で確認できるか。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>信託勘定のために特定関係者に行う有価証券の委託売買注文</u></p> <p><u>信託勘定における特定関係者からの有価証券以外の信託の受益権又は金銭債権の買い入れ</u></p> <p><u>不動産の信託に係る建物への特定関係者の入居</u></p>

現 行	改 正 後
<p>～ に掲げる事項を免れる取引又は行為を行っていないか。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>3 - 2 - 2 実質的独立性の確保</u></p> <p><u>「新しい金融制度について」(3年6月25日金融制度調査会答申)において、業態間の相互参入は業態別子会社方式によることが適当とされているが、その趣旨のうちの利益相反による弊害の防止の観点、並びに信託業務運営の健全性の確保の観点等に鑑みれば、信託業務を営む銀行は、親銀行等、親証券会社等又は保険会社等から実質的に独立している必要がある。この実質的な独立性が確保されているかどうかは、以下の項目に留意し、判断するものとする。</u></p> <p>【役職員の兼職】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 信託業務を営む銀行に係る親銀行等(3-2-1(注1)及びに定める者をいう。)親証券会社等(3-2-1(注2)、及びに定める者をいう。)又は親保険会社等(3-2-1(注3)及びに定める者をいう。)の役員(取締役又は監査役をいう。以下この項において同じ。)又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。</u> <u>・ 信託業務を営む外国系銀行と特殊の関係のある者(3-2-1(注1)及びに定める者をいう。)の役員(取締役又は監査役であって常務に従事する者に限る。以下この項において同じ。)又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。</u> 	<p>(削除)</p>
<p><u>3 - 2 - 3 信託事務の委任</u></p> <p>信託受託後の信託財産の管理・処分、帳簿の管理等の信託事務の委任に当たっては、信託法第26条に規定する「別段ノ定メ」が適切に締結される必要があることに留意する。</p>	<p><u>3 - 2 - 2 信託事務の委任</u></p> <p><u>信託業務を営む金融機関が信託受託後の信託財産の管理・処分、帳簿の管理等の信託事務を他人に委任するにあたっては、信託法第26条に規定する「別段ノ定メ」が適切に締結される必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、金融機関が同条第2項に定める信託事務の受任者に対する監督責任を果たしているか及び、信託事務を委任した後も同法第40条に定める受益</u></p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">チェックリスト</p> <p><u>信託業務を営む銀行は、帳簿、コンピューター等により信託財産の種類、価格、数量等を適切に管理していること</u></p> <p>(新設)(より移動・修文)</p> <p><u>当該第三者は、信託財産と他の財産とを明確に識別できる形で保管していること</u></p> <p><u>信託業務を営む銀行の責任ある地位に在る者は、止むを得ない理由がある場合を除き、当該第三者によって保管されている信託財産と当該信託業務を営む銀行が保有する帳簿との照合を少なくとも6ヵ月毎に行っていること。当該第三者の保管状況が適切でない場合は、自己保管に切り替えるなど適切な是正措置を講じていること</u></p> <p>当該第三者の社会的信用度が高く、その経営が健全であり、かつ、保管業務における習熟度が高いこと</p> <p><u>信託業務を営む銀行は、委託者の書面による同意を得ていること</u></p> <p>(注) 及び については、当該第三者が証券保管振替機構、日本銀行又は国外の第三者である場合は除く。</p>	<p style="text-align: center;">チェックリスト</p> <p><u>当該金融機関は、帳簿、コンピューター等により信託財産の種類、価格、数量等を適切に管理しているか</u></p> <p><u>当該金融機関は、信託事務の委任を行う際に自らの監督能力及び、受任者の事務遂行能力、社会的信用度、経営の健全性等を検討しているか。また、その判断基準を明確にしているか</u></p> <p><u>当該金融機関は、受任者が信託財産と他の財産とを明確に識別できる形で保管しているかを定期的に確認しているか</u></p> <p><u>当該金融機関の責任ある地位に在る者は、止むを得ない理由がある場合を除き、受任者によって保管されている信託財産と当該信託業務を営む金融機関が保有する帳簿との照合を少なくとも6ヵ月毎に行っているか。受任者の保管状況が適切でない場合は、自己保管に切り替えるなど適切な是正措置を講じているか</u></p> <p>(削除)(に移動・修文)</p> <p><u>当該金融機関は、信託委託者の書面による同意を得ているか</u></p> <p>(注) ~ については、受任者が証券保管振替機構又は日本銀行である場合は除く。</p>

現 行	改 正 後
<p>については、当該第三者が証券保管振替機構又は日本銀行である場合は除く。</p>	
<p>3 - 2 - 4 情報交換及び店舗共用に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報交換に関する規制</u> 顧客に関する非公開情報の伝達については、顧客の書面による事前の包括的な同意があれば、可とする。 ・ <u>店舗等の共用に関する規制</u> 信託業務を営む銀行の店舗は、親銀行等（3 - 2 - 1（注1）に定めるものをいう。以下同じ。）親証券会社等（3 - 2 - 1（注2）に定めるものをいう。以下同じ。）又は親保険会社等（3 - 2 - 1（注3）に定めるものをいう。以下同じ。）の本支店と同一建物、同一フロアに設置することは可とするが、店舗の設置等に当たっては、銀行法上の営業所の規制が行われることに留意する必要がある。コンピュータ設備の共用については、信託業務を営む銀行と親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等それぞれの端末から他方への情報がアクセスできないようシステム設計されていれば可とするが、ディーリングルームの共用については不可とする。 	<p>(削除)(1 - 4 - 2及び1 1 0に移動・修文)</p>
<p>3 - 3 代理店関係</p>	<p>3 - 3 代理店関係</p>
<p><u>信託代理店の設置にあたっては、兼営法第5条の規定に基づく認可が必要であるが、申請時の審査及び監督にあたっては、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」(以下「金融制度改革法」という。)の趣旨に則り、信託代理店の取り扱う業務の範囲は信託業法第4条に基づく信託業務の代理業務とすることをはじめ、次のような点について留意する必要がある。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>3 - 3 - 1 代理店の設置者</p> <p><u>代理店を設置できる者は、金融制度改革法の施行の日に現に信託業務を営</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>んでいる銀行（地域金融機関を除く。）とする。</u> <u>但し、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫の信託銀行子会社並びに協同組織金融機関の連合会で信託業務を営む者（以下「連合会等」という。）については、系統内の代理委託の場合に設置者となることを認めるものとする。</u></p> <p><u>3 - 3 - 2 代理店となることができる者</u></p> <p><u>信託銀行子会社を有していない地域金融機関及び商工組合中央金庫とする。</u> <u>但し、連合会等による系統内への代理委託については認めるものとする。</u></p> <p><u>（注）「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会をいう。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>3 3 1 代理店認可に係る審査基準</u></p> <p><u>信託代理店設置者及び代理店となる者が兼営法施行規則第7条の3第2項第1号及び第7号に定める、代理店となる者の業務の遂行能力等及び代理店設置者の適切な指導に関する審査基準を満たしているか等については、具体的には下記により判断することとする。</u></p> <p><u>なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該代理店が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者等が下記基準を満たしていない場合には満たす必要がない合理的理由について聴取することとする(注)。</u></p> <p><u>（1）代理店設置者</u> <u>代理店となる者の基準</u> <u>・代理店設置者は代理店として認められる者の基準を設けているか。また、</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>当該申請に係る代理店となる者が当該基準をクリアしているか</u></p> <p><u>代理店の指導体制等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リスク管理等の観点から、代理店に対し引受基準を明示しているか</u> ・ <u>代理店が兼営法等関係法令、引受基準及び代理店契約等を理解、遵守しているかを検証できる体制となっているか</u> ・ <u>代理店からの法令照会、顧客紹介等に対応できる体制となっているか</u> ・ <u>代理店における法令違反等(信託代理店業務に係るものに限る)について報告を受けることとなっているか。</u> <p><u>(2)代理店となる者</u></p> <p><u>役員又は従業員の確保の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>営業の本部機能を有する部門に、信託業務に係る知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名についてはトレーニー等により半年以上信託業務に携わった経験を有する者とする事となっているか。</u> ・ <u>信託業務を行う各営業拠点において、信託業務を行う部門に信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか。</u> ・ <u>信託業務の内部監査を行う部門に、信託業務に係る知識を有する者を配置することとなっているか。法務・コンプライアンス部門に銀行・信託関係法令に係る知識を有する者を配置することとなっているか</u> <p><u>経営管理体制等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法令等を遵守し、信託商品の適切な説明を顧客に行えるよう各営業拠点の担当者に適切に研修等を行える体制とすることとなっているか。実際に適切な説明がなされているかを検証できる体制とすることとなっているか。</u> ・ <u>信託業務を行う全ての部門が、十分な牽制機能が働く独立した体制となっている内部監査部門の内部監査を受けることとなっているか。</u> ・ <u>当該代理店となる者が自ら信託業務を営んでいる場合には、顧客に対して当該者本体で行う信託業務であるか、代理店業務として行う信託業務であるかについて説明を行うこととなっているか。</u> <p><u>業務マニュアル等の整備</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3 - 3 - 3 <u>その他</u></p> <p><u>代理店業務が適切に行われているかどうか、以下の項目についてチェックする必要がある。</u></p>	<p>・ <u>申請時点において、信託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するための業務及びコンプライアンスマニュアル案が策定されているか。また、当該マニュアルの存在及び内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。</u></p> <p>(注)例えば、信託代理店において信託の引受の可否判断を行わない場合については、上記基準のうち代理店への引受基準の明示は不要と考えられる。</p> <p>3 3 2 <u>代理店設置認可に係る申請書類</u></p> <p><u>兼営法施行規則第7条の3第1項第4号に定める「その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類」とは、具体的には下記の通り取り扱うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>代理店設置者及び代理店となる者の組織図</u> ・ <u>本ガイドライン3 3 1(2)に定める「トレーニー等により半年以上信託業務に携わった経験を有する者」及び「信託業務に係る知識を有する者」の確保状況（前者については履歴書及び配置予定先を含む）。</u> ・ <u>本ガイドライン3 3 1に定める体制を整備することを示す事務フロー図等</u> ・ <u>代理店となる者の業務・コンプライアンスマニュアル案</u> ・ <u>その他、審査基準を満たしていることを証する書類</u> <p>3 3 3 <u>実質的代理店の禁止</u></p> <p><u>代理店の設置が認可制となっている趣旨及び、信託代理店の業務内容は、信託業務を営む金融機関の委託を受けて、顧客に信託商品を説明のうえ勧誘を行い契約を締結し、又は当該信託業務を営む金融機関に顧客を取り次ぐなど、信託事務の一部を行うものであることに鑑み、信託業務を営む金融機関が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するも</u></p>

現 行	改 正 後
<div data-bbox="210 427 645 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">代理店チェックリスト</div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 539 1079 609">・ <u>代理店は、信託法、信託業法、兼営法等関係法令を理解、遵守しているか。</u> <li data-bbox="188 647 1079 826">・ <u>信託代理店の業務内容は、信託業務を営む銀行の委託を受けて、顧客に信託商品を説明のうえ勧誘を行い、当該信託業務を営む銀行に取り次ぐほか、信託事務の一部を行うものであることに鑑み、その範囲を超えて、信託代理店が信託の引受の可否の判断を行っていることはないか。</u> <li data-bbox="188 865 1079 967">・ <u>信託業務を営む銀行に係る親銀行等（3 - 2 - 1（注1）に定めるものをいう。）又はその他代理店以外の者が、信託業務を営む銀行の実質的代理店となっていないか。</u> <li data-bbox="188 1005 1079 1075">・ <u>例えば、親銀行等又はその他代理店以外の者が信託業務を営む銀行の顧客開拓を営業目標等としていないか。</u> <li data-bbox="188 1114 1079 1254">・ <u>例えば、親銀行等又はその他代理店以外の者が顧客の要請に基づくことなく信託業務を営む銀行に顧客を紹介していないか。</u> <u>（注）顧客の要請に基づき、信託業務を営む銀行が提供する信託商品の一般的説明を行うことは差し支えない。</u> <li data-bbox="188 1292 1079 1394">・ <u>当該地域金融機関において、信託業務が営まれている場合には、顧客に対して当該地域金融機関本体で行う信託業務であるか、代理店業務として行う信託業務であるかについて説明を行っているか。</u> 	<p data-bbox="1133 185 1263 220"><u>のとする。</u></p> <p data-bbox="1160 223 2085 363"><u>（注）顧客の要請に基づき信託業務を営む金融機関が提供する信託商品の一般的説明を行うこと、信託業務を営む金融機関が作成した信託商品のパンフレットを営業所等に備え置くことは差し支えないが、他業禁止規制に抵触していないかについて留意するものとする。</u></p> <p data-bbox="1133 539 1240 574"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1133 647 1240 683"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1133 852 1240 887"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1133 999 1240 1034"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1133 1107 1240 1142"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1133 1276 1240 1311"><u>（削除）</u></p>

現 行	改 正 後
<div data-bbox="181 260 797 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 - 4 店舗関係</div> <p>3 - 4 - 1 営業店関係</p> <p>銀行が信託業務を兼営するとの兼営法の趣旨に鑑み、信託業務のみを取り扱う施設又は設備の設置は出来ないことに留意する。</p> <div data-bbox="181 560 797 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 - 5 信託銀行監督上の留意点</div> <p>3 - 5 - 1 元本補てん付信託勘定に係る監督上の留意点</p> <p>元本補てん付信託勘定については、銀行勘定の有するリスクが、信託法の趣旨や信託約款を踏まえ、明確に元本補てん契約の範囲に限定されるとともに、適切な業務運営が行われているか。</p> <div data-bbox="909 967 1048 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別添 1</div> <div data-bbox="405 1062 813 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">参 考 様 式 集</div> <p>57 (略) <u>(新設)</u></p>	<div data-bbox="1144 260 1760 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 - 4 店舗関係</div> <p>(同左)</p> <div data-bbox="1144 560 1760 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 - 5 信託兼営金融機関監督上の留意点</div> <p>(同左)</p> <div data-bbox="1917 967 2056 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別添 1</div> <div data-bbox="1413 1062 1821 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">参 考 様 式 集</div> <p>57 (略) <u>(信託業務関係届出書)</u> 58 <u>届出事項(兼営法施行規則第12条の2)</u></p>